

佐本交企発第119号
佐本交指発第146号
令和3年6月30日

各 所 属 長 殿

保 存	30年(令和34年3月31日まで)
有 効	令和34年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令等の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和3年政令第172号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第41号）及び交通の方法に関する教則の一部を改正する件（令和3年国家公安委員会告示第29号）が本年6月18日に公布され、同6月28日から施行された。

今回の改正の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別紙

(凡例)

- 「法」 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）
「令」 : 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
「改正令」 : 道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令（令和3年政令第172号）
「新令」 : 改正令による改正後の令
「府令」 : 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
「改正府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第41号）
「新府令」 : 改正府令による改正後の府令

1 積載物の重量制限に関する規定の整備

(1) ミニカーの積載物の重量制限に関する規定

ア 趣旨

令第22条第1号に規定するミニカー（以下単に「ミニカー」という。）の重量制限の上限値は30キログラムとされているところ、現行の重量制限を超えて積載をしても安全に走行することができると考えられるミニカーが開発されており、現行規制を緩和してほしいとする事業者からの要望が把握されていることを踏まえ、自動車安全運転センターが、物品の搬送を目的とするミニカーとして普及していると認める車種について行った走行実験により、安全性が確認された範囲内において、重量制限の上限値を改めることとした。

イ 内容

ミニカーの積載物の重量制限の上限値を30キログラムから90キログラムに改めることとした（新令第22条第2号）。

(2) 小型特殊自動車の積載物の重量制限に関する規定

ア 趣旨

法第3条及び府令第2条に規定する小型特殊自動車（以下単に「小型特殊自動車」という。）の重量制限の上限値は500キログラムとされているところ、現行の重量制限を超えて積載をしても安全に走行することができると考えられる小型特殊自動車が開発されており、「規制改革実施計画」（令和元年6月21日閣議決定）において、「警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。」とされていることを踏まえ、一般社団法人日本農業機械工業会が行った走行実験により、安全性が確認された範囲内において、重量制限の上限値を改めること

とした。

イ 内容

小型特殊自動車の積載物の重量制限の上限値を500キログラムから700キログラムに改めることとした（新令第22条第2号）。

(3) 留意事項

ミニカー及び小型特殊自動車の積載物の重量制限について、交通指導取締り等の現場における対応に誤りがないようにすること。

2 反則金の納付方法に関する規定の整備

(1) 趣旨

現行では、反則金の納付及び仮納付（以下「納付等」という。）は、納付書により、日本銀行（国の歳入金を受入れを取り扱う代理店を含む。）に対して行わなければならないとされているが、納付者の利便性の向上や金融機関の事務負担の軽減の観点から、納付方法の多様化を求める要望があったことを踏まえ、インターネットバンキングやATMを利用した振込みによる反則金の納付等も可能とすることとした。

(2) 内容

ア 反則金の納付等に関する規定の整備

反則金の納付等の方法として、反則金の収納に関する事務を行う都道府県警察の職員の口座であって、当該事務のために管理するものとして当該都道府県警察の警察本部長が公示したものへの振込みによる方法を新たに定めることとした（新令第52条及び第52条の2）。

イ 出納官吏等の収納手続に関する規定の整備

出納官吏等による国の歳入金の収納手続の例外として、財務大臣の定める場合（出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）において、新令第52条第3項等の規定に基づく預貯金口座への振込みによる現金の納付があった場合を規定）には、領収証書を納入者に交付することを要しないこととした（改正令による改正後の予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第31条）。

ウ 振込みによる反則金の納付等において明らかにすべき事項に関する規定の整備

振込みによる反則金の納付等において明らかにすべき事項として、府令第43条の様式の納付書の各片の右最上欄の番号（告知書の番号と同一）を定めることとした（新府令第44条）。

(3) 留意事項

県内における振込みによる反則金の納付等の導入については、今後、振込みが可能となる場合に別途通知する。

3 経過措置

(1) 施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例によることとした

(改正令附則第2条第1項)。

(2) 施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした
(改正令附則第2条第2項)。

(3) 施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なお
従前の例によることとした (改正令附則第2条第3項)。